

第2回富岡町復興整備協議会 議事録

会 議 名	第2回富岡町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成27年11月30日(月) 午後2時40分～午後3時10分	
場 所	福島県 県庁本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針について	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	農林水産省	東北農政局 農村振興部 農村計画課 課長 清水 一教
	富岡町	企画課 課長 林 紀夫
		企画課 主幹兼課長補佐 本宮 幸治
		産業振興課 課長 菅野 利行
		産業振興課 商工係長 安藤 崇
		産業振興課 農林水産係長 畠山 信也
	福島県	企画調整部 土地・水調整課 主幹兼副課長 永澤 英樹
		企画調整部 地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部 農業担い手課 課長 大竹 浩二
		土木部 参事 関根 康孝
		土木部都市計画課 課長 寺木 正宏
		土木部まちづくり推進課 課長 諏江 勇
		エネルギー課 課長 増田 久和

協議内容

1. 開会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について(公開)
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

富岡町復興整備協議会規約第7条の規定により、富岡町長の代理人の富岡町企画課長が議長となる。

2. 議長あいさつ(議長:富岡町企画課 課長 林)

3. 現状と課題

(議長:富岡町企画課 課長 林)

それでは、富岡町の現状と課題について、富岡町から説明願います。

(説明者:富岡町企画課 主幹兼課長補佐 本宮)

それでは、富岡町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙、「現状と課題」により説明】

(議長:富岡町企画課 課長 林)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事

(議長:富岡町企画課 課長 林)

それでは、議事に入ります。前回、協議会会議を平成27年8月13日に開催し、

富岡町復興整備計画についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

追加・変更点は1点でございます。

復興整備事業である廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟用地整備事業、大石原・下千里地区太陽光発電事業、高津戸・清水前地区太陽光発電事業の実施にあたり、2haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、富岡町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

それでは、富岡町から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

富岡町復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図等により説明】

(説明者:富岡町企画課 主幹兼課長補佐 本宮)

◆廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟に関する説明。

<事業内容・計画変更に関する説明>

(説明者:富岡町産業振興課 商工係長 安藤)

◆大規模太陽光発電事業(大石原・下千里地区太陽光発電事業、高津戸・清水前地区太陽光発電事業に関する説明)

今回の太陽光発電事業につきましては、事業者が民間事業者であることから、復興特区法第46条第4項の規定に基づき、事業実施主体から計画に掲載することについて予め、同意を得ておりますので、ご報告いたします。

<事業内容・計画変更に関する説明>

(説明者:富岡町産業振興課 農林水産係長 畠山)

◆農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可及び農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項について説明

(議長:富岡町企画課 課長 林)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(質問者:東北農政局 清水課長)

・太陽光発電事業について、平成28年度からとなっているが、今回の復興整備協議会に諮る理由をご説明いただきたい。

(回答者:産業振興課 安藤商工係長)

・理由と致しましては、太陽光に係る固定買取価格制度の認定期間が本年2月までとなっており、様々な条件を満たし、工事着手すべきとなることから、今回の復興整備協議会に諮ることが必要となる。更に、多くの満たすべき条件があることから、工事着工の期間の記載という判断の下、平成28年度からと記載した。平成27年度は着手準備を行い、本格的な設備の設置は平成28年度からを予定している。工事については、実質平成27年度中から、進めていくことになる。

(回答者:産業振興課 菅野課長)

・地権者との契約、その他各種手続き関係を進め、H27年度中の着手を目指し、手続きを進めていく。行程的には平成28年4月くらいに本格的な着工が出来ればということでこのような表現となった。

(質問者:東北農政局 清水課長)

・27年度から工事着手ということでよろしいか。

(回答者:産業振興課 菅野課長)

・27年度から着手したいと考えています。しかし、地権者も多いことから、多くの調整期間がかかり、地域貢献策についても協定等を事業者と結ぶということで、時間がかかると思われこのような工程となった。

(議長:富岡町企画課 課長 林)

・清水課長、このような工程ということで、ご理解いただけるでしょうか。 (了解)

(議長:富岡町企画課 課長 林)

他にご意見等なければ、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。

「東北農政局の清水課長様」

土地利用方針について、同意することにご意義はございませんか。

(東北農政局)

説明のありました土地利用方針につきましては、やむを得ないものと考えます。特に本日の復興整備協議会における発電事業は、富岡町の町づくり及び農業の再生の為に取り組む復興の為に必要なものと位置づけられております、富岡町におきましては、来年夏に目指して、農業再生に向けた具体的な計画作りが行われる予定であると承知しております。

そのために必要とされる、今回の発電事業で農村地域に最大の効果が発現するよう、また、発電事業の後に残る農地や農業者の営農に影響が出ないように、富岡町は、今後、農家や農業関係機関と発電事業者との間を調整する役割と農業再生への取組を確実に行って頂くことをお願いいたします。

(議長:富岡町役場企画課 課長 林)

ありがとうございました。

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意を頂いたものといたします。

以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「富岡町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。

計画変更については、本日中に町HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

5. 閉会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

【協議結果】

2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。